

「国際果実野菜年2021」オフィシャルサポーター制度実施規約

令和3年5月20日

(趣旨)

第1条 2021(令和3)年は、果実と野菜の摂取による栄養と健康上の利点等に対する世界的な認識を高めることを目的に、国際連合により定められた国際果実野菜年です。農林水産省においても、この国際果実野菜年という貴重な機会を捉え、国内において果実や野菜を毎日の食生活に取り入れることの重要性等を、企業、団体等の多様な関係者(以下「企業等」という。)とともに幅広く周知するため、「国際果実野菜年2021」オフィシャルサポーター(以下「サポーター」という。)制度を創設します。本規約は、サポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

(実施内容)

第2条 サポーターとして活動する企業等は、次のいずれかの取組を通じて「国際果実野菜年2021」に関する周知活動を実施するものとします。

- (1) 企業等のホームページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 果実や野菜に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- (4) その他、果実や野菜に関する栄養・機能性成分、健康的な食生活、食品ロス削減を考慮した食料システム、持続可能な生産技術等について周知する活動

(サポーターの申請)

第3条 第1条の趣旨に賛同し、本制度への参加を希望する企業等は、別記様式1に必要事項を記入し、農林水産省生産局園芸作物課長(以下「園芸作物課長」という。)へ申請することとします。なお、様式は、E-mail: iyfv_2021@maff.go.jpへ提出いただきます。

2 次の各号のいずれかに該当する企業等からの申請は受け付けないものとします。

- (1) 政治団体又は宗教団体であること。
- (2) 役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している企業等。

3 1の申請に当たっては、企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料を添付するものとします。

(サポーターの認定)

第4条 園芸作物課長は、前条による申請があった場合において、別記様式1に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その申請企業等をサポーターとして認定します。

- (1) 「国際果実野菜年2021」の趣旨に沿っていること
- (2) 果実や野菜を毎日の食生活に取り入れることの重要性を周知すること
- (3) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- (4) 取組の内容が特定の製品又はサービスの宣伝目的でないこと

2 企業等は、園芸作物課長による認定証の発行をもってサポーターとして活動できるとします。

(ロゴマーク等の使用)

第5条 国際連合食料農業機関 (FAO) は、「国際果実野菜年 2021」の運営に当たって、ロゴマーク、ポスター、スローガン (以下「ロゴマーク等」という。) 等を作成しています。ロゴマーク等の使用の可否については、FAOが判断します。使用に当たっては、FAOの使用規約に従ってください。

URL : <http://www.fao.org/3/cb1913en/cb1913en.pdf>

(取組実績の報告等)

第6条 サポーターは、その取組実績について、農林水産省から照会があった場合は、別記様式2により園芸作物課長へ報告することとします。なお、様式は、E-mail : iyfv_2021@maff.go.jpへ提出いただきます。

2 前項に基づき報告された内容は、農林水産省のホームページや公式SNS等により公表します。

(活動期間)

第7条 サポーターとしての活動期間は、認定証を発行した日から令和3年12月31日までとします。

(是正の要求)

第8条 園芸作物課長は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合、当該サポーターに対し是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反している、またはその疑いがある場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行った、またはその疑いがある場合

(認定の取消し等)

第9条 園芸作物課長は、サポーターが本規約若しくは「国際果実野菜年2021」の趣旨に反するような行為又は法令や公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為を行った場合には、次の措置を講じることができるものとします。

- (1) 警告
- (2) サポーター認定の取消し
- (3) 企業等名の公表
- (4) 訴訟

(免責事項)

第10条 農林水産省は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者(他のサポーターを含みます。)に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

- 2 農林水産省は、第8条及び第9条によりサポーター等に発生した損害について何ら責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱)

第11条 園芸作物課長が入手したサポーター及びその申請を行った企業等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づき適切に管理します。業務に係る施設等機関の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とします。

- 2 園芸作物課長は、あらかじめサポーターの了承を得た上で、参加企業等及び第三者にサポーターの個人情報を提供することができることとします。

(規約の改訂等)

第12条 本規約は、園芸作物課長により必要に応じて改訂される場合があります。その場合は、改訂後にサポーターに通知します。

- 2 本規約の改訂によりサポーターに不利益が生じた場合も、農林水産省はその責任を負うものではありません。

(附則)

本規約は、令和3年5月20日から施行します。

(担当)

農林水産省生産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-5958 E-mail : iyfv_2021@maff.go.jp

別記様式1

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーター申請書

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーターの趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての認定を求めます。

令和 年 月 日

申請者の名称：

代表者名：

農林水産省 御中

取組の概要	
取組による効果 の見込み	
担当者連絡先	

※企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料の添付をお願いいたします。

記載例

別記様式1

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーター申請書

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーターの趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての認定を求めます。

令和3年〇月〇日

申請者の名称：〇〇〇〇株式会社

代表者名：農林 太郎

農林水産省 御中

取組の概要	(取組時期、取組場所、取組内容(ロゴ使用含む。)をできるだけ具体的に 記載ください。) (記載例) ・〇月～〇月に、ホームページ及び SNS において、国際果実野菜年 2021 の専用 Web サイトのリンク及びロゴを紹介し、〇〇に対して国際果実野菜 年 2021 の趣旨、野菜・果実の重要性を周知する。 ・〇月～〇月、食生活に野菜・果実を取り入れることの重要性に関するリー フレットやレシピを作成し、〇〇で配布するとともに、商品(野菜、果実、それ らを使った加工品等)にロゴをつけて販売する。 ・〇月、〇〇学校(又は会社)において、学生(又は社員)に対して野菜・果 実に関する食育講座を開催する。 ・〇月、〇〇に関する一般公開イベントにおいて、国際果実野菜年 2021 を テーマとしたセミナーを開催する。
取組による効果 の見込み	(できるだけ具体的に記載ください。) (記載例) ・Web サイト(アクセス数〇〇人/月)での発信、SNS(フォロワー数〇〇人)へ の発信による野菜・果実を食生活に取り入れることの重要性の認知度向上。 ・リーフレット配布により、〇〇に対し野菜・果実の国内生産の実態について 周知。
担当者連絡先	農水 花子(〇〇部〇〇課) 03-1234-5678 hanako@xxx.co.jp

※企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料の添付をお願いいたします。

別記様式2

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーター取組実績報告書

「国際果実野菜年 2021」オフィシャルサポーター実施規約第6条第1項に基づき、取組実績を報告します。

令和 年 月 日

サポーター名：

代表者名：

農林水産省 御中

報告対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
取組実績 ※本内容は、農林水産省ホームページ等で公表します。 <u>可能な場合は、写真を2~3枚程度添付ください。</u>	
取組による効果	
担当者連絡先	